

経済産業大臣指定「伝統的工芸品」とは

「伝統的工芸品」とは次のすべての要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた工芸品です。

1. 日常生活で使用される工芸品

日本人の生活に密着し、一般家庭で使用される工芸品です。

ふだんのくらしのほか節句や冠婚葬祭など、毎日使うもの、毎年の季節ごとに使うもの、一生の間に一度ないし数度使うものなどがあります。美意識の表現を主とする芸術作品とは異なるものです。

2. 製造工程の主な部分は手づくり

製品の持ち味に大きな影響を与える、形状・意匠・紋様・風合いなどの加工が手しごとにより行われます。

専門の職人が先人から受け継ぎ、長年の経験や修練により体得した、美しい仕上がりと耐久性に富む極めて優れた手しごとです。

3. 伝統的な技術・技法によって製造される

主な技術・技法が100年以上前から今日まで継続して用いられています。

産業技術の近代化以前に確立され、専門の職人による見事な手さばき、くふうのこらされた道具や段取りなど、手しごととしての合理性を極限にまで高めた、貴重なノウハウにより製造されます。

4. 伝統的に使用されてきた原材料が用いられる

主な原材料が100年以上前から今日まで継続して用いられています。

合成素材によらず、産業技術の近代化以前からもともと使われていた、地球の環境にやさしい天然の素材が用いられ、リメイク・リユース・リサイクルも容易です。

5. 一定の地域で産地形成がなされている

産業として成立し一定の規模を持って産地で製造される工芸品です。

全国各地の歴史や風土など地域の個性を特徴づける、ふるさとの特産品として親しまれています。

以上に加え、伝統的工芸品の産地では優れた完成度を備えているかなども含めた検査を行い、合格した製品にのみ「伝統マーク」を使った証紙が一品ごとに貼られます。この意味で「伝統証紙」は本物の証くあかしです。



大切にしたい日本の手しごと、伝統的工芸品。
伝統工芸 青山スクエア
JAPAN TRADITIONAL CRAFTS AOYAMA SQUARE

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22
TEL: 03-5785-1301 <https://kougeihin.jp>
開館時間 11:00 ~ 19:00 (年末年始を除き年中無休)



地下鉄「青山一丁目」駅4番北出口より、赤坂見附方面へ徒歩約5分。

職人さんから伝統的工芸品を学ぼう

「令和3年度学生等に対する伝統的工芸品教育事業」

伝統的工芸品を製造している職人が学校に出張して、児童・生徒・学生に対して、伝統的工芸品の暮らしの中での使われ方や使い方、特性、技術・技法、原材料に関する講習や工芸品の製作体験指導を行うことにより、児童・生徒・学生が日本文化に触れ、伝統的工芸品に関する興味や関心を高めて頂く目的で一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施している事業です。

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会 URL:<https://kyokai.kougeihin.jp>

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、伝統的工芸品産業の振興を図るための中核的機関として、国、地方公共団体、産地組合及び団体等の出捐等により設立されました。

全国の伝統的工芸品産業の振興を図るとともに、一般消費者、生活者が伝統的工芸品を正しく理解していただくことを目的として、国、地方公共団体、産地組合及びその他の機関の協力を得て各種事業を行っています。

1. 実施内容（以下のどちらかをお選び下さい。）

- 1) 児童・生徒・学生が実際に製作を体験する体験実習（暮らしの中での使用方法の説明を含む）
- 2) 歴史や技術・技法等についての職人による講習や製作実演披露による講習会（暮らしの中での使用方法の説明を含む）

2. お申し込み方法

- 1) 原則として、学校所在地（都道府県内）の工芸品を選び、ご希望の工芸品産地組合へご連絡下さい。（連絡先は、伝統工芸青山スクエアのホームページ URL : <https://kougeihin.jp> の中「工芸品を知る」に掲載しております。）
- 2) 実施日や実施方法等について、産地組合とご相談いただいたうえで「要請書」（別紙1）を実施日の1ヶ月前までに産地組合に、ご提出下さい。
- 3) 各学校の実施は1回とさせていただきます。（複数の工芸品での実施や授業と課外活動の重複もご遠慮願います。）

※本事業は、国からの補助金により実施しております。

※予算には限りがあり、希望されても実施ができない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

※実施日や実施内容は、ご希望に添えないことがあります。

3. 実施にあたってのお願い

- 1) 実施に必要な資料等は、事前に産地組合から原稿を取り寄せ、学校側でコピーして下さい。（裏紙の再使用はご遠慮ください。）また、訂正の際は、二重線を引き、訂正印を押してください。
- 2) 実施日当日は、ご担当の先生のご協力をお願いいたします。
 - ①実施状況の写真（実施の様子がわかるような写真）を3～4枚程度の撮影。
 - ②指導中の講師の写真（実施会場内であることや全員の顔が判別できるような写真）の撮影。※大きさはL判程度。デジタルカメラでの撮影でも結構です。
※①②の写真やデジタルデータは、産地組合へご提供ください。
- 3) 実施終了後、1週間以内に教員の報告書（別紙2）と体験者人数等、体験した児童・生徒5名程度の感想文を産地組合にご提出下さい。

4. 伝統的工芸品月間記念式典での感想文ご紹介について

- 1) 優秀な感想文については、本年11月に愛知県で開催される式典及び関連イベントで紹介することを検討しております。

令和3年度 学生等に対する伝統的工芸品教育事業 要請書

____年 ____月 ____日

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 御中

標記事業の実施について下記のとおり要請します。

1. 要 請 者 学校名 _____
 学校長名 _____ 印
 担当者名 _____
 〒 _____ 住所 _____
 電話 _____ - _____ - _____ FAX _____ - _____ - _____

2. 実施希望日時 _____年 ____月 ____日 (____) _____ : _____ ~ _____ : _____

3. 実施学年・組 _____学年 ____組、 _____学年 ____組、 _____学年 ____組、 合計 _____名

4. カリキュラム 社会科 総合的学習 図工・美術 部活動 その他(_____)

5. 希望伝統的工芸品名 _____

6. 実施希望内容 体験実習 講習会

7. 教育委員会の承諾 必 要 不 要

※「必要」に☑をされた場合は、下記もご記入下さい。

所管教育委員会名 _____

〒 _____ 住所 _____

電話 _____ - _____ - _____ FAX _____ - _____ - _____

注1. 本要請書は、実施を希望する学校様でご記載下さい。

注2. 本事業の実施について教育委員会に対し公文書による手続きが必要な場合は、必ず「必要」に☑を付け、教育委員会の連絡先等を記入して下さい。当協会よりその旨直接申請します。

注3. 本要請書は工芸品産地組合宛て令和3年11月15日(月)までに提出して下さい。(〆切厳守
 をお願いします)

令和3年度 学生等に対する伝統的工芸品教育事業 報告書（学校教員）

※この「報告書」は学校様で記載して下さい。

_____年 _____月 _____日

1. 学校名 _____

2. 記載者名 _____ 印 ※記載者の個人印を押印してください

3. 実施日時 _____年 _____月 _____日（ _____ ） _____：_____ ～ _____：_____

4. 受講者 _____学年 _____組、 _____学年 _____組、 _____学年 _____組、合計 _____名

5. 見学者 保護者 _____名 教員 _____名

6. 先生目から見た実施前と後での伝統的工芸品に対する児童・生徒・学生の理解度

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

7. その他

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

注1. 鉛筆書き不可。
注2. 本書は、実施終了後速やかに、本事業を実施した産地組合にご提出下さるようお願い致します。
注3. 受講された児童・生徒・学生（5名程度）の感想文も添付して下さい。用紙の指定はありません。